

福井県報

第 1960 号
平成 20 年
8 月 5 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告示

目次

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による避難施設の変更および廃止(四八三・危機対策・防災課)……………一
 - 保安林の指定の予定(四八四・森づくり課)……………一
 - 保安林の指定施業要件の変更の予定(四八五・同)……………二
 - 県営土地改良事業に係る換地計画の決定および関係書類の縦覧(四八六・農村振興課)……………三
- ## 公告
- 森林法第百八十九条の規定による所在の不明な者の揭示(森づくり課)……………三
 - 公共測量の実施(土木管理課)……………三
 - 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………三
- ## 福井警察署告示
- 放置車両の確認に関する事務の委託(一)……………三

告示

福井県告示第483号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第149条の規定による避難施設に関する届出がなされたので、公示する。また、施設名称の変更があった施設について併せて公示する。

平成20年8月5日

福井県知事 西川 一誠

所在市町	変更前施設名称	変更後施設名称	変更前所在地	変更後所在地
福井市	宝永公民館	変更なし	宝永3-28-23	松本4-8-4
福井市	福井市至民中学校	変更なし	湖4-748	南江守町65-20
敦賀市	旧敦賀市立愛発小中学校	愛発公民館	足田37-1	変更なし
小浜市	小浜市立小浜小学校	変更なし	小浜男山5	駅前町13番29号
大野市	旧六呂師小学校	六呂師自然楽舎	南六呂師169-124-3	変更なし
小浜市	小浜市立下根来小学校			廃止

福井県告示第484号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月5日

1 保安林子定森林の所在場所

南条郡南越前町具谷54字ホシタケ30の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第485号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月5日

福井県知事 西川 一誠

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市上打波60字鍋ヶ谷3の1、3の2、68字舟ヶ洞14の2、69字赤谷1

1の1、72字表左3の1、3の2、82

字口中ノ水1の1、90字風吹1の1、1

の2、1の4、1の5、2、91字瓶ヶ平

1の1、2の1から2の3まで、3、92

字白葦1の1、1の4、2、93字福倉2

の1、4の1から4の3まで、94字一ノ

瀬2、97字阿ノ嵐1、2の1、2の2、

3、5、99字鳩ヶ瀬1の1、1の2、3

の1から3の3まで、100字三助1の1

から1の3まで、2の1から2の3まで、

3から5まで、101字白岩1の1、1の

3、1の4、1の11から1の13まで、

102字鏡谷1の1から1の3まで、10

3字上草草2の1、3の1、3の2、10

4字初霜1の1から1の3まで、6、7、

105字田刈子1の17(国有林)、1の

1、1の2、1の4、2、3、107字木

ノ節1の13(国有林)、1の2、2、3

、109字暮ノ又1の11から1の14ま

で(以上4筆国有林)、1の5、1の7、

1の8、114字唄ヶ平1の9から1の1

1まで(以上3筆国有林)、1の1から1

の3まで、123字御用谷1の1、1の2

、124字保白2から6まで、130字中

観音1の3から1の8まで(以上6筆国有

林)、1の1、132字木ノ助2、3、1

33字中山1の1から1の3まで、2、1

34字栃ノ登1の1、1の3、1の4、2

の1から2の4まで、2の10、2の12

、3、135字瀬戸1の1から1の3まで

、2、3、136字上池ヶ島2の1から2

の3まで、137字道林2の1、2の2、

3の1、3の3、4から6まで、138字

原ノ山1の1、1の4、2、146字上中

嵐1の1、1の2、1の6、2の1から2

の3まで、3の1から3の4まで、13の

1、14、147字大筋1の1、1の2、

3の1、3の2、5、153字清五左1の

1、1の2、1の4、1の5、154字小

崩1の1から1の4まで、2の1から2の

4まで、3から6まで、155字小嵐2の

6(国有林)、1、2の1から2の3まで

、3、4の1、4の2、5の1、5の2、

5の4から5の32まで、156字ヒヨビ

2の5・2の6・2の9(以上3筆国有林

)、1の1、1の2、2の1、2の2、2

の3(次の図に示す部分に限る。)、2の

4、2の7、2の8、3から7まで、15

7字又七1の4・2の5(以上2筆国有林

)、1の1、1の2、1の3(次の図に示

す部分に限る。)、2の1、2の3(次の

図に示す部分に限る。)、2の4、3、1

58字出良1の1、1の2、1の4、2、

3、159字権兵衛1の5・1の6・2の

4(以上3筆国有林)、1の1(次の図に

示す部分に限る。)、1の2、1の3(次

の図に示す部分に限る。)、1の4、2の

1、2の2、2の3(次の図に示す部分に

限る。)、3の1から3の3まで、4、1

0、14、160字亥向1の1、1の2、

1の3(次の図に示す部分に限る。)、1

の4、1の5、2、161字猪ノ谷1の1

、171字徳黒1の4(国有林)、1の3

、172字百坪1の9・1の10(以上2

筆国有林)、1の1から1の8まで、17

3字奥水無1の6から1の8まで(以上3

筆国有林)、1の1から1の3まで、1の

5、174字水無1、2の1から2の6ま

で、175字上白木1の1から1の6まで

、176字横平1、2の1、2の2、3の

1、3の3から3の5まで、4の1、4の

2、5、177字横草1の1、1の2、2

の1から2の3まで、3の1、3の3、6

、7、178字白木1の1、1の2、2、

5、179字西ヶ平1の1から1の4まで

、188字土倉1の1、2の1、2の2、

3の1から3の4まで、4の1、4の2、

5の1、5の2、6の1、189字藤兵五

白木1の1、1の2、192字高士1の2

、193字シナノ木谷1の1、1の5、2

の1、3、4の1、4の3、角野58字小

柄藏山1の28(国有林)、1の4から1

の6まで、1の17から1の22まで、1

の25、勝山市170字奥山1の36・1

の38・1の45(以上3筆について次の

図に示す部分に限る。)、1の381、1

の388、1の391(次の図に示す部分

に限る。)、1の394から1の398ま

で、1の400から1の411まで、1の

427、1の428、1の506、1の5

17・1の522・1の527(以上3筆

について次の図に示す部分に限る。)、1

の581から1の584まで、1の786

・1の787(以上2筆について次の図に

示す部分に限る。)、1の794から1の

798まで、1の814、1の815、2

、17から21まで、平泉寺町平泉寺20

8字藤巻谷1の2、1の4、209字千

束碑田1の11・1の12・1の14・1

の15(以上4筆国有林)、1の2から1

の4まで(以上3筆について次の図に示す

部分に限る。)、1の5、1の8

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木の所在する市町に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとす

る。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕および〔次のとおり〕は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁ならびに大野市役所および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福井県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業北中北部地区（全工区）に係る換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年8月5日

福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成20年8月7日から

平成20年9月4日まで

3 縦覧に供する場所

鯖江市役所

和 示

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月5日

福井県知事 西川 一誠

1 所在の不明な者の氏名

若泉佐平、土田すすの、若泉与三松、渡

辺治良兵衛、高倉重蔵、水口喜仁、中村開発（株）

2 通知の要旨

平成18年9月1日付け森第163号で通知した指定施業要件変更予定保安林について、農林水産大臣から、平成20年5月8日付け農林水産省告示第692号で指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。

3 掲示場所

福井県庁、越前市役所ならびに愛知県一宮市役所および愛知県名古屋市役所

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、あわら市より公共測量の実施についてのお知らせがあったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成20年8月5日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称

あわら市

2 作業の種類

公共測量（下水道平面図作成）

3 作業の期間

平成20年8月1日から平成20年10月20日まで

4 作業の地域

あわら市内（浜坂地区）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月5日

福井県知事 西川 一誠

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

鯖江市下河端町2209番、2210番、2211番、2212番、2213番および2214番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

敦賀市本町1丁目9番14号

有限会社瑞穂栄商事

代表取締役 松坂 肇

福井県知事 西川 一誠

福井県福井警察署の管轄区域内

(2) 期間

平成20年10月1日から平成21年9月30日まで

福井県福井警察署の管轄区域内

平成20年8月5日

福井警察署告示

福井県福井警察署告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定により、法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認および標章の取り付けに関する事務（以下「確認事務」という。）の一部を委託したので、法第51条の12第1項の規定により、その受託者（以下「放置車両確認機関」という。）の名称および主たる事務所の所在地ならびに道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）で定める事項について次のとおり公示する。

平成20年8月5日

福井県福井警察署長

稲 正和

1 放置車両確認機関

(1) 名称

株式会社コーワ

(2) 主たる事務所の所在地

福井県福井市三尾野町第29号2番地の12

2 政令第17条の7で定める放置車両確認機関が確認事務を行う区域および期間

平成20年8月5日

平成二十年八月五日印
平成二十年八月五日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一九―〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一
福井県坂井市春江町中庄六一―三三

福井県
(株)エクシート

☎ 五五六七八番